

島根県報

号外第九六号
平成十四年九月十三日
(金曜日)

規 則

危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則

(薬事衛生課)

目 次

公布された条例等のあらまし

◇危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(規則第八七号)

一 規則の概要

- 1 危険な動物の種類を定めることとした。(第三条・別表第一関係)
- 2 飼養の許可を受ける際の危険な動物の種類を定めることとした。(第四条・別表第一関係)
- 3 条例で定める場合のほか、次の場合は飼養の許可を要しないこととした。(第五条関係)
 - (一) 学術研究のために一時的に飼養する場合
 - (二) 自己の飲用のためにニホンマムシを一月以内飼養する場合
- 4 許可の基準のうち、飼養施設の規模及び構造について定めることとした。(第七条・別表第二関係)
- 5 飼養施設の規模又は構造の変更について、変更許可を要しない程度を定めることとした。(第八条関係)
- 6 出生により飼養する危険な動物の数が増えた場合、変更許可を要しない期間を定めることとした。(第九条関係)

- 7 危険な動物を飼養している旨掲示しなければならない標識の様式を定めることとした。(第十四条・様式関係)
 - 8 危険な動物が逸走し、人の生命等に対する急迫の侵害のおそれがあると知事が認め当該動物を收容した場合で、飼養する者が判明しないときの公示について定めることとした。(第十五条関係)
 - 9 身分証明書の様式を定めることとした。(第十七条・様式関係)
 - 10 その他様式等所要の事項を定めることとした。
- 二 施行期日
平成十四年十月一日から施行することとした。

規 則

危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十四年九月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十七号

危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、危険な動物の飼養及び保管に関する条例(平成十四年島根県条例第十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(危険な動物の種類)

第三条 条例第二条第一項の規則で定める動物は、別表第一の種類欄に掲げる種とする。

(危険な動物の種類区分)

第四条 条例第三条第一項の規則で定める動物の種類区分は、別表第一のとおりとする。

(飼養の許可を要しない場合)

第五条 条例第三条第一項第五号の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する

場合とする。

- 一 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項の許可を受けて学術研究のために危険な動物を捕獲し、かつ放鳥獣する場合において、当該危険な動物を放鳥獣するまでの間一時的に飼養する場合
- 二 専ら自己の飲食の用に供するためにニホンマムシを一月以内の期間飼養する場合（飼養許可申請書等）

第六条 条例第四条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第四条第一項第十号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 申請書及び所有者の電話番号その他の連絡方法
- 二 飼養管理責任者の電話番号その他の連絡方法
- 三 飼養管理責任者及び作業従事者の年齢及び動物の飼養経験の状況
- 四 飼養施設の点検方法並びに捕獲用の器材の種類及び数量
- 五 危険な動物を継続して飼養できなくなった場合における危険な動物の処分の方法
- 六 当該飼養施設に係る条例第三条第一項の許可の有効期限が経過することに伴い申請する場合にあっては、直近の許可に係る許可の年月日及び番号

3 条例第四条第二項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- 一 飼養施設の設置場所の付近の見取図
- 二 飼養施設の平面図、立面図、構造図その他飼養施設の規模及び構造を明らかにする書類
- 三 飼養施設のカラー写真
- 四 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記簿の抄本）並びに飼養管理責任者及び作業従事者の住民票の写し
- 五 危険な動物の飼養管理の計画を記載した書類
- 六 条例第十四条第三号の措置に係る計画を記載した書類

（飼養施設の基準）

第七条 条例第五条第一号の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

（軽微な変更）

第八条 条例第七条第一項第二号及び第八条第二号の規則で定める軽微な変更は、丸鋼又は金網の部分的な取換え、戸の付替えその他の飼養施設の同一性が失われない程度の変

更とする。

（変更許可を要しない期間）

第九条 条例第七条第二項の規則で定める期間は、危険な動物の出生の日から三月とする。ただし、別表第十四号及び第十七号に掲げる動物にあっては、その出生の日から一月とする。

（変更許可申請書等）

第十条 条例第七条第三項の申請書は、様式第二号によるものとする。

2 条例第七条第三項第三号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 申請者の電話番号その他の連絡方法
 - 二 許可年月日及び番号
 - 三 変更予定年月日
- 3 条例第七条第四項の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。
- 一 危険な動物の数を増加する場合にあっては、当該危険な動物の飼養管理の計画を記載した書類及び条例第十四条第三号の措置に係る計画を記載した書類
 - 二 飼養施設の規模又は構造を変更する場合にあっては、当該飼養施設の平面図、立面図、構造図その他飼養施設の規模及び構造を明らかにする書類並びに飼養施設のカラー写真

（変更の届出）

第十一条 条例第八条の規定による届出は、様式第三号により行うものとする。

2 条例第八条第三号の規則で定める変更は、同一敷地内における当該飼養施設の設置場所の変更（条例第三条第一項及び第七条第一項の許可を受けた飼養施設の規模及び構造を変更しないものに限る。）とする。

（飼養の廃止の届出）

第十二条 条例第九条の規定による届出は、様式第四号により行うものとする。

（承継の届出）

第十三条 条例第十条第二項の規定による届出は、様式第五号により行うものとする。

（標識）

第十四条 条例第十一条の規則で定める標識は、様式第六号によるものとする。（収容した危険な動物の公示）

第十五条 条例第十六条第一項の規定による公示は、危険な動物を捕獲した場所を管轄する保健所の掲示場に次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- 一 当該危険な動物を捕獲した日時及び場所
- 二 当該危険な動物を収容している場所
- 三 当該危険な動物の種類その他参考となるべき身体上の特徴
- 四 当該危険な動物の引取りの期限
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(事故の届出)

第十六条 条例第十七条の規定による届出は、様式第七号により行うものとする。

(身分証明書)

第十七条 条例第二十一条第二項の身分を示す証明書は、様式第八号によるものとする。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

別表第一 (第三条、第四条、第九条関係)

区分	科 名	種 類	
		種	名
一	おまきざる科	ホエザル属全種	クモザル属全種
		ウーリークモザル属全種	ウーリーモンキー属全種
一	おながざる科	タイワンザル、アカゲザル、カニクイザル、ニホンザルその他のマカク属全種	マンガベイ属全種
		オナガザル属全種	パタスモンキー属全種
一	おながざる科	ブス属全種	プロコロブス属全種
		ドゥクモンキー属全種	コバナテングザル属全種
一	てながざる科	コバナテングザル属全種	テングザル属全種
		リーフモンキー属全種	リーフモンキー属全種
二	おながざる科	ヒヒ属全種	マンドリル属全種
三	ひと科	ゲラダヒヒ属全種	オランウータン属全種
		チンパンジー属全種	ゴリラ属全種
四	いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル	タテガミオオカミ属全種
		ドルル属全種	リカオン属全種
五	ハイエナ科	ハイエナ科全種	ハイエナ科全種
		ハイエナ科全種	ハイエナ科全種
六	ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンデンキヤット、カラカル、ジャングルキヤット、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンデンキヤット	オオヤマネコ属全種
		ウンピョウ属全種	ウンピョウ属全種
七	ねこ科	ネコ属のうちピューマ	ピューマ
		ヒョウ属のうちライオン及びトラ	ヒョウ属のうちライオン及びトラ以外の種
八	ぞう科	ゾウ科全種	ゾウ科全種
		ゾウ科全種	ゾウ科全種
九	きりん科	キリン属全種	キリン属全種
		キリン属全種	キリン属全種

別表第二(第七条関係)

一 固定式による飼養施設の基準

別表第一 掲げる動 物	別表第一 掲げる動 物	別表第一 掲げる動 物	別表第一 掲げる動 物	別表第一 掲げる動 物	区分	形態	主要構造	その他の構造			規模		
								一重戸	出入口	諸設備	その他		
								内戸	二重戸	錠	隔離設備	その他	
金網おり	鉄おり	鉄おり	鉄おり	金網おり	鉄おり	鉄おり	丸鋼 直径 十二ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 五十センチメートル以下	—	内開き戸、上げ戸又は引き戸が必要	必要。内戸は二重錠、外戸は施錠ができること。 施錠部分に動物が触れない構造であること。	動物に直接手が触れないように、人止めさく等の設備を設置すること。	—	動物の種類、数及び習性に応じた広さ、高さ、大きさ等を有すること。
溶接金網 線径 五十ミリメートル以上 網目 五十ミリメートル以下	丸鋼 直径 十二ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 五十センチメートル以下	丸鋼 直径 二十二ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 五十センチメートル以下	丸鋼 直径 二十ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 五十センチメートル以下	ひし形金網 線径 四ミリメートル以上 網目 三十ミリメートル以下	丸鋼 直径 十二ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 五十センチメートル以下	丸鋼 直径 十二ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 五十センチメートル以下	—	—	必要。内戸、外戸とも二重錠で、施錠部分に動物が触れない構造であること。	—	—	—	

<p>別表第一 第九号に 掲げる動 物</p>	<p>別表第一 第八号に 掲げる動 物</p>	<p>別表第一 第七号に 掲げる動 物</p>	<p>別表第一 第六号に 掲げる動 物</p>	<p>別表第一 第五号に 掲げる動 物</p>
<p>鉄さく</p>	<p>鉄おり</p>	<p>鉄おり</p>	<p>鉄おり</p>	<p>鉄おり</p>
<p>鋼管 厚さ 四・五ミリメートル以上 外径 百三十九ミリメートル以上 間隔 二百六十ミリメートル以下</p>	<p>丸鋼 直径 十三ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 高さ一メートル未満の部分は 五十センチメートル以下、高さ一 メートル以上の部分は一メートル 以下</p>	<p>丸鋼 直径 十二ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 高さ一メートル未満の部分は 五十センチメートル以下、高さ一 メートル未満の部分は一メートル 以下</p>	<p>丸鋼 直径 十二ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 高さ一メートル未満の部分は 五十センチメートル以下、高さ一 メートル以上の部分は一メートル 以下</p>	<p>丸鋼 直径 十九ミリメートル以上 間隔 五十ミリメートル以下 厚さ 五ミリメートル以上 間隔 高さ一メートル未満の部分は 五十センチメートル以下、高さ一 メートル以上の部分は一メートル 以下</p>
<p>ぞう科の動物に あっては、直径 十九ミリメー トル以上の鉄製固 定用鎖を設置す ること。</p>			<p>必要に応じ、動 物の足が飼養施 設の外に出ない 規格のひし形金 網を装着するこ と。</p>	
<p>鉄さくの高さ は二・七メー トル以上と し、動物の種 類、数及び習 性に応じた広 さを有するこ と。</p>				

別表第一 第十号に 掲げる動 物	別表第一 第十一号 に掲げる 動物	別表第一 第十二号 に掲げる 動物	別表第一 第十三号 から第十 六号まで に掲げる 動物	別表第一 第十七号 に掲げる 動物	別表第一 第十八号 に掲げる 動物	共通事項
鉄さく 鋼管 厚さ 四・二ミリメートル以上 外径 七五ミリメートル以上 間隔 三百ミリメートル以下	金網つき 鉄さく 鋼管 厚さ 三・二ミリメートル以上 外径 四八ミリメートル以上 ひし形金網 線径 四ミリメートル以上 網目 五十六ミリメートル以 下	金網おり ひし形金網 線径 二・六ミリメートル以 上 網目 三十ミリメートル以下	ガラス、 鉄板又は 木板の箱 強化ガラス、網入りガラス、合わせガラス 鉄板 厚さ 三ミリメートル以上 木板 厚さ 二十五ミリメートル以上		金網おり ひし形金網 線径 四ミリメートル以上 網目 三十ミリメートル以下	<p>一 住居の出入口、人の多数集合する場所及び道路に面する場所に設置されていないこと（販売又は展示の目的で飼養する場合を除く。）。</p> <p>二 排水孔及び換気孔は、危険な動物の逸走を防止できる構造であること。</p> <p>三 床面は原則としてコンクリート造りとする（他の材料を用いる場合は、危険な動物の逸走を防止できる材料及び構造であること。）。</p> <p>四 危険な動物を飼養施設の外から監視することができる構造であること。</p> <p>五 飼養施設は、土地等（土地、建物その他の土地の定着物で堅固なもの及びその建物に附属する工作物をいう。）に固定されていること。</p> <p>六 飼料を与えること並びに排水及び汚物を処理することが危険な動物と同時に同室に入ることなくできる構造であること。</p> <p>七 おり等の材料の接合部は、十分な強度及び耐久性を有すること。</p> <p>八 形態及び主要構造については、この表に掲げる基準と同等以上の強度、耐久性等を有すると認められるときは、同基準に適合しているものとみなす。</p>
必要	必要	必要	必要	必要	必要	
必要。施錠部 分に動物が触 れない構造で あること。	必要。施錠部 分に動物が触 れない構造で あること。	必要。施錠部 分に動物が触 れない構造で あること。	必要。施錠部 分に動物が触 れない構造で あること。	必要。施錠部 分に動物が触 れない構造で あること。	必要。施錠部 分に動物が触 れない構造で あること。	
鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	
鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	鉄さくの高さ は二メートル 以上とし、動 物の種類、数 及び習性に 応じた広さを 有すること。	

(注) この表において、「間隔」とは丸鋼等の芯と芯との間の間隔をいい、「網目」とは、一辺の長さをいう。

二 移動式による飼養施設の基準

共通事項
一 振動、転倒、落下等による衝撃が加えられても、危険な動物が脱出できない構造であること。 二 危険な動物がその鼻、口、足等をのり外に出し、人に危害を加えることを防止できる構造のものであること。 三 出入口には落とし戸を設け、その戸には二以上の錠があること。ただし、別表第一第十二号から第十八号までに掲げる動物の飼養施設にあっては、出入口には落とし戸、開き戸又はふたを設け、その戸又はふたには施錠ができること。 四 飼料を与えること並びに排水及び汚物を処理することが飼養施設の外から安全にできる構造であること。 五 排水孔及び換気孔は、危険な動物の逸走を防止できる構造であること。 六 危険な動物の種類、数、破壊力及び運動能力に応じ、逸走が防止できるものであること。

(注) この基準は、曲芸、移動展示等の興行、販売又は輸送のために飼養する場合に限り適用することができる。

三 擁壁、堀等を用いる飼養施設(サファリ式の飼養施設を含む。)の基準

共通事項
一 危険な動物の種類、数、体力、習性等に応じた堅ろうな構造であり、かつ、脱出を防止することができる構造であること。 二 擁壁又は堀の内壁面は、平滑ですき間がないこと。 三 さくを用いる飼養施設にあっては、そのさくは外部と隔絶することができる構造であり、かつ、忍び返しその他危険な動物の脱出を防止するために必要な設備が設けられていること。 四 擁壁、堀又はさくの近くには、危険な動物の脱出を助ける樹木、工作物等がないこと。 五 出入口は、危険な動物の種類に応じて別表第二の一の表の基準に準ずること。 六 危険な動物を監視できる構造であること。 七 サファリ式の飼養施設にあっては、適当な場所に監視塔その他の危険な動物を監視することができる設備があること。 八 人止めさくその他の飼養施設の態様に応じた危害の防止のために必要な設備が設けられていること。 九 飼養施設の規模は、危険な動物の種類、数、習性等に応じた適正なものであること。

(注) 「サファリ式」とは、危険な動物を自然に近い状態で、観客に見学させる形態をいう。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号その他の連絡方法

危険な動物の飼養許可申請書

危険な動物の飼養の許可を受けたいので、危険な動物の飼養及び保管に関する条例第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

所 有 者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
	電話番号			
危 険 な 動 物	区 分	種 類	性 別	数
飼 養 の 目 的				
飼 養 施 設	所 在 地			
	設 置 場 所			
	規 模 及 び 構 造	別紙のとおり		
飼 養 の 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		
飼 養 の 終 了 予 定 年 月 日 (終了が明らかである場合)		年 月 日		

飼養の 作業に 従事す る者	飼養管理 責任者	氏名	(歳)	住 所 電話番号	
				飼 養 の 経 験	有 (動物名 経験年数 年) ・ 無
	そ の 他	氏名	(歳)	住 所	
				飼 養 の 経 験	有 (動物名 経験年数 年) ・ 無
飼 養 施 設 の 点 検 方 法					
危 険 な 動 物 の 捕 獲 用 の 器 材	種 類			数 量	
危 険 な 動 物 を 継 続 し て 飼 養 で き な く な っ た 場 合 の 処 分 の 方 法					
直 近 の 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	許 可 年 月 日	年 月 日			
	番 号				

注 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 危険な動物の区分欄は、別表第1の区分番号を記入し、種類欄は動物の種名を記入すること。

添付書類

- 1 飼養施設の設置場所の付近の見取図
- 2 飼養施設の平面図、立面図、構造図その他飼養施設の規模及び構造を明らかにする書類
- 3 飼養施設のカラー写真
- 4 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては登記簿の抄本）、飼養の作業に従事する者（飼養管理責任者を含む。）の住民票の写し
- 5 危険な動物の飼養管理の計画を記載した書類
- 6 地震、火災その他の災害が発生した場合における危険な動物の逸走を防止するための措置その他応急の措置を定めた書類

別紙 飼養施設の規模及び構造

(固定式による飼養施設の場合)

形 態		
間 口		
奥 行		
高 さ		
丸 鋼	直 径	
	間 隔	
帯 鋼	幅	
	厚 さ	
	間 隔	
金 網	種 類	
	線 径	
	網 目	
そ の 他	材 質、 規 格 等	
飼 養 施 設 の 固 定 方 法		
床 の 構 造		
出 入 口 の 構 造	戸の種類等	
	錠 の 数	
隔 離 設 備	材 質	
	高 さ	
	飼 養 施 設 か ら の 距 離	
排 気 孔 及 び 換 気 孔 の 逸 走 防 止 措 置		
そ の 他 の 設 備 等		
備 考		

(移動式による飼養施設の場合)

形 態		
間 口		
奥 行		
高 さ		
丸 鋼	直 径	
	間 隔	
帯 鋼	幅	
	厚 さ	
	間 隔	
金 網	種 類	
	線 径	
	網 目	
鉄 板	厚 さ	
木 板	厚 さ	
そ の 他	材 質、 規 格 等	
床 の 構 造		
出 入 口 の 構 造	戸の種類等	
	錠 の 数	
隔 離 設 備	材 質	
	高 さ	
	飼 養 施 設 か ら の 距 離	
排気孔及び換気孔 の逸走防止措置		
その他の設備等		
備 考		

(擁壁、堀等による飼養施設の場合)

形 態		
規 模		
主 要 構 造		
床 の 構 造		
出 入 口 の 構 造	戸の種類等	
	錠の数等	
隔 離 設 備	材 質	
	高 さ	
	飼養施設からの距離	
その他の設備等		
備 考		

様式第 2 号 (第10条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号その他の連絡方法

危険な動物の飼養変更許可申請書

危険な動物の飼養の変更許可を受けたいので、危険な動物の飼養及び保管に関する条例第 7 条第 3 項の規定により下記のとおり申請します。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号	
変更事項	1 危険な動物の数 2 飼養施設の規模及び構造	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		
変更予定年月日	年 月 日	
備考		

注 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 変更事項欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

添付書類

- 危険な動物の数を増加する場合にあっては、当該危険な動物の飼養管理の計画を記載した書類及び地震、火災その他の災害が発生した場合における危険な動物の逸走を防止するための措置その他応急の措置に係る計画を記載した書類
- 飼養施設の規模又は構造を変更する場合にあっては、当該飼養施設の平面図、立面図、構造図その他飼養施設の規模及び構造を明らかにする書類並びに飼養施設のカラー写真

様式第 3 号 (第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号その他の連絡方法

危険な動物の飼養変更届

下記の事項を変更したので、危険な動物の飼養及び保管に関する条例第 8 条の規定により届け出ます。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第 号
変更事項	1 許可飼養者の氏名又は住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地) 2 危険な動物の所有者の氏名又は住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地) 3 飼養の目的 4 危険な動物の種類、性別又は数 5 飼養施設の規模又は構造 6 飼養施設の設置場所 7 飼養の作業に従事する者 (飼養管理責任者を含む。) の氏名又は住所	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	
備考		

注 1 届出者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 変更事項欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

添付書類 変更事項が 1、2、6 又は 7 の場合にあっては、その内容を明らかにする書類

様式第 4 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号その他の連絡方法

危険な動物の飼養廃止届

危険な動物の飼養を廃止したので、危険な動物の飼養及び保管に関する条例第 9 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日	第 号	
危険な動物	種 類	性 別	数
廃止年月日	年 月 日		
廃止の理由			
備 考			

注 1 届出者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 危険な動物を譲渡した場合には、備考欄に動物の個体ごとに、譲渡先などを具体的に記入すること。

添付書類 許可書 (変更許可書を含む。)

様式第 5 号 (第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号その他の連絡方法

危険な動物の飼養者の地位承継届

危険な動物の飼養及び保管に関する条例第10条第1項の規定により危険な動物の許可飼養者の地位を承継したので、同条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号		
危険な動物	種 類	性 別	数
承継年月日	年 月 日		
承継の原因			
氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	承 継 前	承 継 後	
住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)	承 継 前	承 継 後	
備 考			

注 届出者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 地位を承継した事実を証する書面
- 2 許可書 (変更許可書を含む。)

様式第 6 号 (第14条関係)

き けん どう ぶつ 危 険 な 動 物	
種 類	
飼養管理 責 任 者	

- 注 1 縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。
- 2 地色は白とし、周囲 2 センチメートルを赤でふちどりすること。
- 3 文字及び種類記載欄の枠の色は黒とする。

様式第 7 号 (第16条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

㊟

電話番号その他の連絡方法

事 故 届

飼養する危険な動物が害を加えたので、危険な動物の飼養及び保管に関する条例第17条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

事故発生日時	年 月 日 時		
事故発生場所			
害を加えた飼養する動物	許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
		種 類	性 別
	過去における加害の有無	有 (回) ・ 無	
事故の内容及び原因			
被害者	住 所		
	氏 名		
	被害の概要		
事故について講じた措置			
備 考			

注 届出者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

平成十四年九月十三日印刷
発行所

松江市学
園南町
松島
陽根
印刷所

発行所
松江市学
園南町
松島
陽根
印刷所

定価一箇月
金二千四百二十円(送料共)

様式第 8 号 (第17条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
氏 名	
<p>上記の者は、危険な動物の飼養及び保管に関する条例第21条第 1 項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p>	
年	月 日
島根県知事	
印	

(裏)

危険な動物の飼養及び保管に関する条例 (抜すい)

(報告の徴収及び立入検査等)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、危険な動物を飼養する者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養施設の設置場所その他危険な動物の飼養に関係のある場所に立ち入り、飼養施設及び危険な動物の飼養若しくは保管の状況を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第26条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一・二 (省略)

三 第21条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

大きさは、縦7.5センチメートル、横10.5センチメートルとする。